

ニセコ町宿泊税特別徴収事務交付金交付要綱

令和6年12月12日

告示第26号

(趣旨)

第1条 この要綱は、宿泊税の特別徴収の方法による事務の負担に鑑み、特別徴収制度の円滑な運営を図るため、特別徴収義務者に対して、宿泊税特別徴収事務交付金（以下「交付金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(算定対象期間)

第2条 交付金の算定の対象となる期間（以下「算定対象期間」という。）は、交付金の交付を受けようとする会計年度の前年度の2月分（3月申告納入分）から以前12か月分とする。

(交付対象者)

第3条 交付金は、次に掲げる全ての要件を満たす者に交付するものとする。ただし、交付することが適当でないと町長が認める者は、この限りでない。

- (1) ニセコ町宿泊税条例（令和6年ニセコ町条例第1号。以下「条例」という。）
第8条第1項に規定する特別徴収義務者として申告した者
- (2) 算定対象期間内において、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定による許可を受け、又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の規定による届出をして営業している者
- (3) 町税条例（昭和29年ニセコ町条例第11号）第2条第2号に規定する徴収金を滞納していない者

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、算定対象期間内に納入した宿泊税のうち、納入期限までに納入した額に100分の5の割合を乗じて得た額とし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 前項に規定する交付額の算定は、宿泊施設ごとに行う。ただし、ニセコ町宿泊税条例施行規則（令和6年ニセコ町規則第7号）第8条第2項ただし書の規定による合算申告納入をしている場合は、複数の宿泊施設を合算した額により算定するものとする。

3 算定対象期間において、地方税法（昭和25年法律第226号）第733条の16の規定による更正又は条例第12条の規定による還付若しくは免除により宿泊税額が減少した場合は、当該減少額を算定対象期間の申告納入金額から控除する。ただし、当該減少額が既に交付が決定された交付金の申告納入金額に含まれていない場合は、この限りでない。

(交付決定)

第5条 町長は、毎年7月末日までに交付金の交付を決定するものとする。

2 町長は、交付金の交付を決定したときは、宿泊税特別徴収事務交付金交付決定通知書（第1号様式）により、対象者に通知するものとする。

(交付の方法)

第6条 町長は、特別徴収義務者が指定する口座に交付金を振込により交付するものとする。ただし、条例第9条第1項に規定する納税管理人を定めている場合は、特別徴収義務者からの届出により、納税管理人が指定する口座に振込ができるものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

指 定 番 号	
宿泊税特別徴収事務交付金交付決定通知書	
年ニセコ町指令第 号 年 月 日	
(特別徴収義務者) 住所（所在地） 氏名（名称） 様	
ニセコ町長	
ニセコ町宿泊税特別徴収事務交付金の交付について、下記のとおり決定しましたので通知します。	
算定対象期間 年 月分 から 年 月分	
交付決定額 (納入期限までに納入した額×5%) 円	
振込先口座	
交付予定日	
宿泊施設	所在 地
	名 称